

市第36号議案

横浜市の保有する情報の公開に関する条例及び横浜市個人情報保護に関する条例の一部改正

横浜市の保有する情報の公開に関する条例及び横浜市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年9月13日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例及び横浜市個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部改正）

第1条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、実施機関の職員」の次に「（市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）」を加える。

第7条第2項第2号ウ中「及び日本郵政公社」を削る。

（横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第2条 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、実施機関の職員」の次に「（市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）」を加える。

第18条第2項第2号中「職員又は」の次に「実施機関の」を加え、同項第7号中「職員」を「実施機関の職員」に改める。

第22条第3号ウ中「及び日本郵政公社」を削る。

第67条中「職員若しくは」の次に「実施機関の」を加える。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

提 案 理 由

日本郵政公社法の廃止に伴い関係規定の整備を図るとともに、実施機関の職員の定義を明確にするため、横浜市が保有する情報の公開に関する条例及び横浜市個人情報の保護に関する条例の一部を改正したいので提案する。